

新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市の施設の臨時休館に関する指針

制定 令和2年3月9日
改正 令和2年4月6日
改正 令和2年5月11日
改正 令和2年5月18日
改正 令和2年5月25日

1 基本

国、県の方針等及び「業種別ガイドライン」を踏まえ、市主催（実行委員会主催等で市が関与しているものを含む。）の全国的かつ大規模なイベント等については、感染リスクへの対応が整わない場合は、原則中止又は延期とする。

なお、その他のイベントについては、国や県の段階的緩和の目安を参考に、来場者数の制限を設ける等、適切な感染防止策を講じた上で実施できるものとする。また、市の施設の臨時休館については、次の基準により判断する。

2 市の施設の臨時休館に関する指針

密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」を避けることができない等、感染症対策の徹底が困難である場合は、施設の性格を考慮し、臨時休館又は縮小とすることができるものとする。

3 留意点

イベント等を開催、又は市の施設を開館する場合は、次のことに留意する。

(1) 事前の周知

来場者には「新しい生活様式」に基づく行動をとること、手指消毒の徹底やマスクを着用すること、及び発熱、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方はイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

(2) 開催時等の対応

- ・密閉空間、密集場所、密接場面の「3つの密」が発生しないよう配慮する。
- ・来場者（参加者）に対して手洗い・咳エチケットの周知・徹底を図る。
- ・可能な限り会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ・多くの方が触れる場所をこまめに消毒する。

(3) 主催者等によるフォロー

イベント等主催者は、参加者等を可能な限り把握するとともに感染症対策や、来場後に発熱した場合など健康状態に不安が生じた際は「帰国者・接触者相談センター」へ相談する旨を配付資料等で案内する。

また、施設管理者は、来場者向けに同内容のチラシ等を施設内に設置し、周知する。

(4) その他

感染症対策については、国・県の方針等を参考に各施設において適宜対応する。なお、感染拡大の兆候やクラスターの発生があった場合は、延期・中止・臨時休館等を含めて速やかに対応する。

4 適用期間

この指針の適用期間は、国・県の要請期間とする。

5 附則

この指針は、令和2年3月9日から施行する。

附則

この指針は、令和2年4月6日から施行する。

附則

この指針は、令和2年5月11日から施行する。

附則

この指針は、令和2年5月18日から施行する。

附則

この指針は、令和2年5月25日から施行する。